

公園施設設置管理許可制度における公園使用料の考え方について

1 許可の種別及び対象

公園施設設置許可：事業者が所有権を有するものに対して、当該事業者が都市公園用地内に設置を許可する行政処分

公園施設管理許可：大阪市が所有権を有するものに対して、事業者が事業展開する場合において、当該事業者が管理を許可する行政処分

2 適用する公園使用料

設置又は管理する施設に応じて、それぞれの使用料を適用します。

[市公園条例別表第4（第14条関係）]

1 公園施設を設け、又は管理する場合の使用料

(1) 飲食店、売店その他の収入を伴う事業の用に供する施設（駐車場を除く）

使用料：①設置許可（9,030円以上/㎡・年）②管理許可（9,900円以上/㎡・年）

適用例）レストラン、コンビニエンスストア、自動販売機、バーベキュー広場、体育館等

※専ら当該施設利用者が利用する飲食店等のオープンテラスや便所、当該施設に付随する荷捌き場等のバックヤードを含みます

※イベントなど催事の際に一時的に出店される露店営業は、原則として含みません

(2) 駐車場

使用料：③設置許可（2,710円以上/㎡・年）④管理許可（3,570円以上/㎡・年）

※駐車場内に設けられる通路や分離帯、植栽帯等の施設を含みます

(3) その他の施設 ※上記(1)(2)以外の施設

使用料：⑤設置許可（1,800円以上/㎡・年）⑥管理許可（2,670円以上/㎡・年）

※一般の園地と同様に公園利用者が自由な利用に供する区域については使用料を免除できる場合があります

※使用料区分及び額は、市公園条例、条例施行規則等の改正により、変更となる場合があります

3 公園使用料の算出方法

○個々の公園施設が独立して都市公園法上の公園施設である場合

事業者が設置する個々の公園施設（建物を含む）が、独立して都市公園法上の公園施設のいずれかに該当する場合は、その公園施設の種別及び大阪市公園条例の使用料区分（飲食店などの施設、駐車場、その他施設）に応じて、該当する公園使用料を徴収します。

○一の公園施設が複合的な要素を含む場合

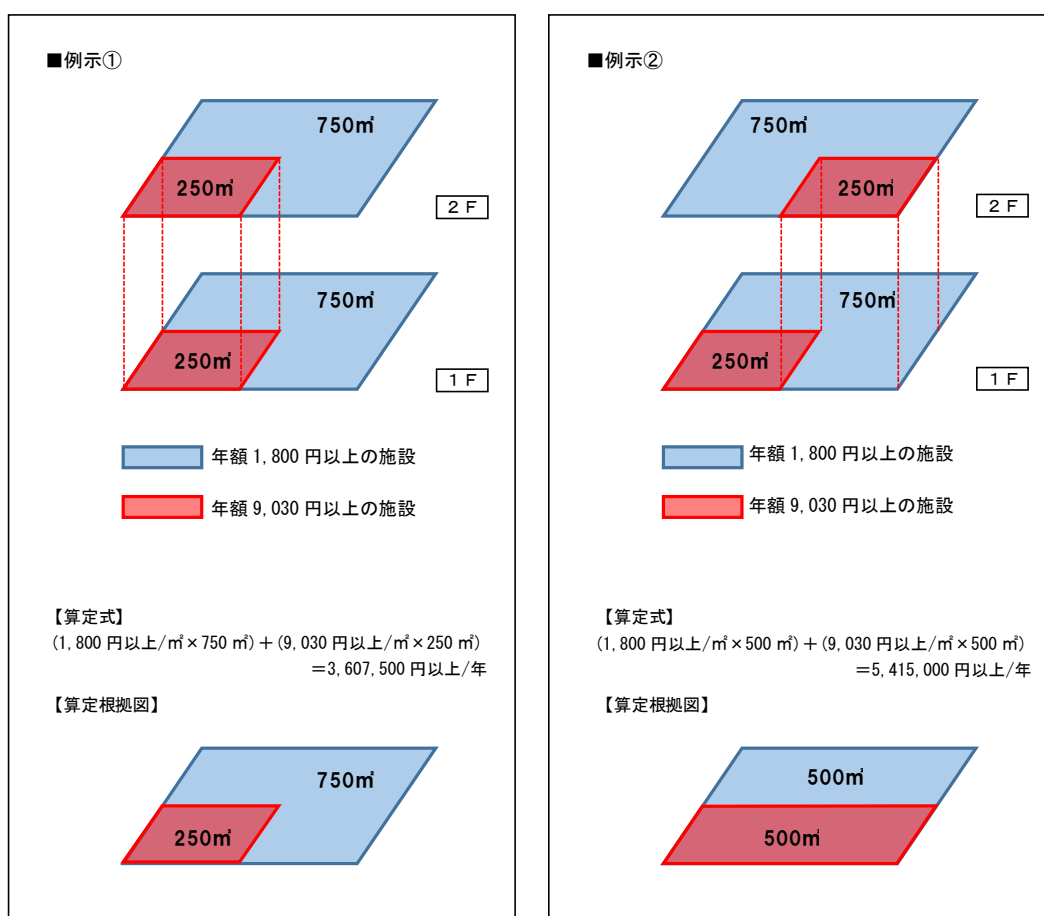
事業者が設置する公園施設として位置付けられる一の建物で、複合的な要素を含むものに

については、その全てを都市公園法上の一つの公園施設（便益施設としての売店のみなど）と見なすのではなく、それを構成する個々の施設（店舗等）の区分に応じて、それぞれに適用される市公園条例上の使用料を徴収します。

適用例）複合施設：土産店（便益施設、適用使用料①）、無料休憩所（休養施設、適用使用料⑤）で構成されるもの

〔積算〕 土産店面積〇㎡×9,030円＋無料休憩所面積〇㎡×1,800円＋・・・

※なお、公園施設設置許可の使用料は垂直投影面積により算出するため、一の建物の各階層（この場合、垂直に投影した区域を想定）により異なる使用料区分となる施設を設置する場合は、使用料が高い施設の区分を適用します。



公園施設管理許可の使用料については、平面であれば当該面積、建築物の場合には延べ床面積をもとに算出します。

4 工事に伴う公園使用料

本事業の実施に伴う工事区域が、事業者の設置・管理許可区域の範囲を超える場合は、その超えた部分について公園施設設置・管理許可とは別に占用許可が必要となります。この場合、公園条例別表第4で規定する公園使用料が別途必要となります。

・工事に伴う占用 月額 2,900円／㎡